

遠隔医療実証に関する協定の締結について

本年 7 月 1 日、遠隔医療実証に関する協定（別紙 1）を締結し、下記のとおり出雲市遠隔医療実証コンソーシアム※を形成しましたのでお知らせします。

※ 「コンソーシアム」は、「共同事業体」を意味し、企業、団体、行政等の複数の組織が共通の目的を達成するために結成される連合体を指します。

記

1 出雲市遠隔医療実証コンソーシアム構成団体

公立大学法人 島根県立大学（理事長 山下 一也 氏）

株式会社イーグリッド（代表取締役 小村 淳浩 氏）

出雲市（出雲市立総合医療センターを含む。）（市長 飯塚 俊之）

※構成団体については、事業の進捗状況により必要に応じて追加予定。

2 コンソーシアムの目的

医療・介護の複合ニーズを有する 85 歳以上高齢者や障がい者の増加に伴い、中山間地域を中心に、交通手段のない患者や通院介助が必要な患者に対する通院の利便性の確保が課題となっています。

本コンソーシアムは、市内の産学官の英知を結集し、本市における巡回診療車等の最新技術を活用した遠隔医療の社会実装に向けた実証事業を実施し、どこに住んでいても安心して療養できる環境整備を図ることを目的としております。

3 協定の有効期間

令和 7 年 7 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

4 今後のスケジュール（予定）

(1) 企画調査 令和 7 年 7 月～10 月

・実証内容の企画立案

※実証事業の概要は、別紙 2 のとおり

・対象地域の調査選定

・対象地域住民向け説明

(2) 実証開始 令和 7 年 11 月

(3) 令和 7 年度事業評価及び令和 8 年度事業企画 令和 8 年 3 月

遠隔医療実証に関する協定

公立大学法人島根県立大学（以下「甲」という。）、出雲市（以下「乙」という。）、株式会社イーグリッド（以下「丙」という。）は、出雲市における遠隔医療の社会実装に向けた実証事業（以下、「遠隔医療実証事業」という。）を推進するため、以下のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙の連携と協力により、遠隔医療実証事業を実施し、医療資源が限られる中山間地域等においても、障がい者や高齢者等が安心して利便性の高い医療を受けられる環境整備を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について出雲市遠隔医療実証コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を組織し、相互に連携・協力する。

- ① 遠隔医療実証事業に関する企画・運営
- ② 地域課題に基づいた医療・福祉のICT活用に関する研究・分析
- ③ 関係機関・団体・企業との連携及び調整
- ④ 遠隔医療実証事業に必要な各種機器・設備等の整備及び調達
- ⑤ 遠隔医療の社会実装に向けた遠隔医療モデルの構築と政策提言
- ⑥ その他、前条の目的を達成するために必要な事項

2 コンソーシアムの組織及び運営、並びに相互の連携・協力の具体的内容は、甲乙丙が協議のうえ決定する。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。

（協定の変更及び解除）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ、本協定を変更し、または解除することができるものとする

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方の非公開情報を第三者に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲、乙及び丙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項、または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合については、甲乙丙が協議のうえ決定する。

この協定が成立した証として、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれが署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年7月1日

甲 島根県浜田市野原町2433番地2

公立大学法人島根県立大学 理事長 山下 一也

乙 島根県出雲市今市町70番地

出雲市 出雲市長 飯塚 俊之

丙 島根県出雲市常松町526番地

株式会社イーグリッド 代表取締役CEO 小村 淳浩

○実証事業の概要

遠隔医療実証事業について

背景・課題

- 人口減少や高齢化の進展を背景に、中山間地域を中心に開業医の後継者不足が懸念され、通院困難者の増加が見込まれ、通院の利便性の確保が課題となる。
- 特に高齢者・障がい者といった恒常的に通院を要し、その際に心身の状況や環境に応じた通院介助を行っている者については、医療アクセスの変化が及ぼす影響が大きい。
- 今後、高齢者・障がい者の通院負担の最小化や、限られた医療資源の効率的活用を推進し、効率的で安定した通院の利便性を確保していく必要がある。

事業概要

- 本市内の英知を結集した産・学・官連携のコンソーシアムを形成し、巡回診療車等の最新技術を活用した遠隔医療の社会実装に向けた実証事業を実施し、今後も高齢者・障がい者がどこに住んでいても安心して療養できる環境整備の推進を図る。

※コンソーシアムの役割分担のイメージ

